

## 契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が、事業者に金銭の貸付けを行う株式会社LCレンディング（以下「営業者」といいます。）と匿名組合契約を締結し、営業者に対する権利（以下「出資対象事業持分」といいます。）を取得するにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。ご契約にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、ご契約の前にご確認ください。<sup>1</sup>

- お客様の出資対象事業持分の取得は、maneoマーケット株式会社（以下「当社」といいます。）による私募の取扱いの方法により行います。
- 営業者、営業者が金銭の貸付けを行う事業者の信用状況が悪化すると、営業者による配当金の支払いや残余財産の分配が滞るおそれがあります。
- 出資対象事業持分の取得に係る特性は、この書面に記載の通りです。取得にあたりましては、特性をご理解頂き、出資対象事業持分の取得に伴う法律上、税務上及び会計上のリスクを自ら専門家に問い合わせるなどして十分ご検討の上、出資のご判断、及び決定を行っていただくようお願いいたします。ご契約の際には、お客様の資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

#### 手数料など諸費用について<sup>2</sup>

匿名組合契約を締結される場合、お客様には出資金のみをお支払いいただきます。匿名組合契約の締結に係る手数料はありませんが、営業者は、別紙記載の通りの計算に基づく報酬（以下「営業者報酬」といいます。）を受領します。当社への手数は、営業者が営業者報酬より支払います。また、「株式会社LCレンディングローンファンド匿名組合契約約款」第6条第3項第2号に規定する手数料又は費用、第10条第2項に規定する手数料又は費用、第11条に規定する費用、第12条第2項に規定する手数料又は費用が生じた場合には出資金から支払われます。

#### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります<sup>3</sup>

- ・ 出資対象事業持分の価値は、営業者が金銭の貸付けを行う事業者に対する金銭債権の価値に連動します。一般に、金利が上昇する場面においては、金銭債権の価値が下がるため、出資対象事業持分の価値も下がるおそれがあります。

#### 出資対象事業持分は流動性（換金性）が低いため、譲渡することができない可能性があります

<sup>1</sup> 金商業等府令 82 条 1 号

<sup>2</sup> 金商法 37 条の 3・1 項 4 号

<sup>3</sup> 金商法 37 条の 3・1 項 5 号、金商業等府令 82 条 3 号

- ・ 匿名組合契約を締結されると営業者の事業が終了するまで解約（中途解約）はできません。さらに、出資対象事業持分は、営業者の書面による事前の承諾がなければ、譲渡することができません。お客様が出資対象事業持分の譲渡を希望される場合、出資対象事業持分は流動性（換金性）が著しく低いいため、譲渡代金が出資金を著しく下回ることや、譲渡することができない可能性があります。

#### **有価証券の発行者その他の者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります<sup>4</sup>**

- ・ 匿名組合契約をご締結されるとお客様は匿名組合員となります。匿名組合員の出資金は、営業者の財産に属します。さらに、営業者は出資金を事業会社に貸し付けます。したがって、営業者の信用状況の悪化あるいは営業者が出資金を貸し付けた事業者の信用状況の悪化等により、収益の配当金や残余財産の分配金の支払いが滞ったり、支払い不能が生じたりするリスクがあります。
- ・ お客様は、営業者による事業者に対する金銭の貸付け事業に出資することになります。したがって、事業者又は保証人（事業者が営業者に対して負担する一切の債務について連帯して保証する旨を約した者をいいます。）からの返済が滞ったり、事業者及び保証人の信用状況が悪化する等により、収益の配当金や残余財産の分配金の支払いが滞ったり、支払い不能が生じたりするリスクがあります。
- ・ 営業者は、事業者に金銭を貸し付けるにあたり、事業者の所有する不動産等に担保権（抵当権、根抵当権又は質権をいいます。）を設定することがあります。事業者からの返済が滞った場合、営業者は、担保権の実行により、貸付金の回収を図ります。ただし、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因による不動産の価値下落、土壌汚染等その土地に内在する瑕疵による不動産の価値下落、災害等の外的要因による不動産の価値下落、賃貸借関係に係る紛争等に起因する不動産価値の下落に伴う担保価値の下落により、営業者が貸付債権（営業者が事業者に対して有する金銭債権をいいます。）の全額を回収できない場合、お客様が営業者から受け取る金銭の額が出資金を下回るおそれがあります。また、根抵当権は元本が未確定であり、営業者が金銭の貸付先である事業者との間で、貸借取引その他の取引を行った場合には、当該取引に基づく債権も被担保債権の範囲に組み込まれることとなる結果、担保としての価値が希釈化する可能性があります。
- ・ 営業者は金銭の貸付先である事業者から、不動産担保、売掛債権譲渡担保その他の動産担保を取得することがあります。当該事業者から返済が滞った場合、当該担保に係る担保権の実行により、貸付金の回収を図ります。ただし、担保価値の低下や当該事業者らの信用力の低下により、当該事業者に対する貸付債権が全額担保されない事態が生じた場合、お客様が営業者から受け取る金銭の額が出資金

<sup>4</sup> 金商業等府令 82 条 5 号

を下回るおそれがあります。

- ・ 営業者による金銭の貸付けがノンリコースローンの場合、原則として、責任財産が営業者の事業から生じる収益に限定されますので、金銭の貸付先である事業者の信用力の低下により、当該事業者の金利又は元本の返済が滞った場合、お客様が営業者から受け取る金銭の額が出資金を下回るおそれがあります。

#### クーリングオフ<sup>5</sup>

出資対象事業持分の取得に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

#### **匿名組合契約に係る金融商品取引契約の概要<sup>6</sup>**

お客様が営業者との間で締結することとなる契約は、匿名組合契約です。

匿名組合契約とは、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約するものであり、お客様と営業者が締結することとなる匿名組合契約においては、お客様が出資者、株式会社 LC レンディングが営業者となります。

お客様は、営業者と匿名組合契約を締結することにより、営業者を発行者とする出資対象事業持分を取得します。

出資の対象となる営業は、営業者が、お客様が指定する本借入人との間でそれぞれ金銭消費貸借契約を締結して、お客様から出資いただいた資金を本借入人に貸し付け、その返済及び利息の支払を受ける営業であり、各金銭消費貸借契約及び当該契約上の一切の債務について本借入人と連帯して保証することを約した保証人との間の保証契約に基づいて本借入人及び保証人が返済する貸付返済金がお客様の出資金の返還原資となり、同様に本借入人及び保証人が支払う返済利息から営業者が受けるべき一定の手数料を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原資となります。

お客様が営業者と締結することとなる匿名組合契約に係る金融商品取引契約の概要は、以下の通りです。

- ・ 当社が行う出資対象事業持分の募集又は私募の取扱い

#### **匿名組合契約に関する租税の概要<sup>7</sup>**

出資者が個人（居住者）の場合、匿名組合員が匿名組合契約に基づいて営業者の営む事業に係る重要な業務執行決定を行っているなど、組合事業を営業者とともに経営していると認められる場合以外には、匿名組合契約に基づき営業者から受ける利益の配当は雑所得になります。なお、出資者である個人（居住者）に対して現実に現金等による利益の支払いがなされておらず、それが営業者に留保される場合であっても、本匿名組合契約により配当を受けるべき利益の額を、各々の計算期間の末日の属する年において収入すべき金額として所得金額

<sup>5</sup> 金商業等府令 82 条 9 号

<sup>6</sup> 金商法 37 条の 3・1 項 3 号

<sup>7</sup> 金商業等府令 82 条 7 号

の計算の基礎となる収入金額とします。一方、出資者である個人（居住者）が負担すべき損失が生じた場合には、当該損失は匿名組合契約が終了するまでは確定していないことから、当該損失の負担金額を各々の計算期間の各種所得の計算上、必要経費に算入することができません。

出資者が法人（居住者）の場合、匿名組合契約に基づく営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に現金による利益の配当を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約により配当を受け又は損失を負担すべき部分の金額を各々の計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入します。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

### 契約の終了<sup>8</sup>

- ・ 分配の完了による終了

お客様と営業者が締結する匿名組合契約は、本借入人及び保証人からの受取貸付元本、支払利息、支払遅延損害金及びその他費用のお客様に対する分配を全て完了した時点をもって終了します。なお、「分配を全て完了した時点」には、匿名組合契約約款第17条第1項各号の場合を含みます。

- ・ 破産手続開始決定による終了

お客様と営業者が締結する匿名組合契約は、営業者が破産手続開始の決定を受けた場合には、当然に終了します。

- ・ 契約の解除による終了

上述の終了事由にかかわらず、匿名組合契約約款第18条第1項各号の場合には、営業者は、お客様に通知した上で、お客様と営業者が締結する匿名組合契約を解除することができます。

### 譲渡の制限<sup>9</sup>

匿名組合員（営業者の事前の書面による承諾を得て、匿名組合契約上の地位又は権利義務の譲渡を受けた者を含みます。）は、匿名組合契約上の地位又権利義務を営業者の事前の書面による承諾なくして譲渡することができません。

### 発行者の商号及び住所<sup>10</sup>

商号：株式会社 LC レンディング

住所：東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号 アークヒルズ サウスタワー3 階

### 発行者の代表者の氏名<sup>11</sup>

代表取締役 山中 健司

---

<sup>8</sup> 金商業等府令 81 条 8 号

<sup>9</sup> 金商業等府令 83 条 1 項 1 号

<sup>10</sup> 金商業等府令 83 条 1 項 3 号

<sup>11</sup> 金商業等府令 83 条 1 項 4 号

## 発行者の事業計画の内容及び資金使途<sup>12</sup>

発行者の事業計画は事業者が取得する不動産等の取得代金の一部又は全部のために金銭の貸付けを行い、当該事業者が所有する不動産等から生じる収益、及びその不動産等の売却代金を原資として、貸付金に係る元本の返済及び利息の支払いを受けるものです。

発行者の資金使途は、金銭の貸付けです。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要<sup>13</sup>

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業であり、当社は、出資対象事業持分の私募の取扱いを行います。当社を通じて匿名組合契約の締結を行われる場合は、以下によります。

- ・ お客様は、複数の借入希望者（営業者に対して金銭の借入れを申し込んだ事業者をいいます。）で組成された商品の中から、希望の条件に合致する商品に対する貸付事業（営業者が事業者に金銭の貸付けを行う事業をいいます。）に出資するための出資申込手続を当社のホームページから行って頂きます。
- ・ お客様は、営業者の指定する銀行口座に直接金銭を振込んで頂きます。
- ・ 営業者は、借入希望者と金銭消費貸借契約を締結し、当該借入希望者（本借入人）にお客様から出資を受けた金銭を貸し付け、本借入人から元本の返済及び利息の支払いを受けます。
- ・ 営業者は、計算期間毎に、出資対象事業（営業者が行う事業者に対する金銭の貸付け事業をいいます。以下、「本営業」といいます。）から生じた利益及び損失（必要経費その他の費用を含みます。）を計算し、分配可能な現金がある場合には、お客様が指定した銀行口座にお振込いたします。

## 指定紛争解決機関等の商号又は名称<sup>14</sup>

- ・ 当社が契約する特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関は以下の通りです。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 フリーダイヤル 0120-64-5005（月～金 9：00～17：00 祝日等を除く。）

## 苦情等の連絡先

- ・ 苦情等につきましては、以下までご連絡ください。

商号：maneo マーケット株式会社

電話番号：03-3580-2172

Email：[support\\_lc@maneo-market.jp](mailto:support_lc@maneo-market.jp)

<sup>12</sup> 金商業等府令 83 条 1 項 5 号

<sup>13</sup> 金商業等府令 82 条 12 号

<sup>14</sup> 金商業等府令 82 条 15 号

## 出資対象事業持分の概要

### 出資対象事業持分の私募の取扱いに係る契約締結前交付書面の記載事項の特則<sup>15</sup>

#### 出資対象事業持分取引契約に関する事項<sup>16</sup>

出資対象事業持分の名称	LC レンディング匿名組合出資
出資対象事業持分の形態	商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく出資対象事業持分
出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項	<p>(1) 当社は、営業者が金銭を貸し付けた事業者に関する情報を、株式会社 LC レンディング取引約款第 6 条 1 の規定にしたがって、当社のホームページに表示します。</p> <p>(2) お客様は、当社のホームページに設定された募集手続のためのページから、匿名組合契約の申込みを行うものとします。</p> <p>(3) お客様の匿名組合契約の申込みを営業者が承諾し、書面又は電磁的方法により、営業者が当該申込みを承諾した旨の通知をお客様にした場合には、お客様と営業者との間で匿名組合契約が成立したものとします。</p> <p>(4) 募集期間の終了前であっても、匿名組合契約の申込みに基づき出資されるべき金銭の総額が募集総額に達したときには、営業者は募集手続を終了するものとします。</p> <p>(5) (3)にかかわらず、募集期間の終了までに、匿名組合契約の申込みに基づき出資されるべき金銭の総額が募集総額に満たなかった場合には、匿名組合契約が成立しない場合があります。</p>
出資又は拠出をする金銭の払込みに関する事項	お客様は、営業者と匿名組合契約を締結するに際し、本営業に対してお客様が出資しようとする金額の全額を営業者が指定する銀行口座にお振込頂き預託するものとします。お客様は、同金額の入金確認後のみ、出資申込み手続をすることができるものとします。同金額の預託に必要な銀行送金手数料はお

<sup>15</sup> 金商業等府令 87 条

<sup>16</sup> 金商業等府令 87 条 1 項 1 号

	<p>お客様の負担とします。</p> <p>営業者が指定する口座の詳細につきましては、後述の「事業型出資対象事業持分の私募の取扱いに係る契約締結前交付書面の記載事項の特則」をご覧ください。</p>
出資対象事業持分に係る契約期間	<p>お客様と営業者との間の匿名組合契約の契約期間は、匿名組合契約約款第 17 条及び第 18 条の規定に準ずるものとします。</p>
出資対象事業持分に係る解約の可否	<p>お客様と営業者との間の匿名組合契約については、お客様からこれを解約することはできません。</p>
出資対象事業に係る財産に対する顧客の監視権の有無等	<p>お客様は、営業者に対して、商法第 539 条に基づき、財産の状況を確認することができます。</p>
出資対象事業に係る財産の所有関係	<p>本営業にかかる財産は全て営業者の財産に帰属します。</p>
顧客の第三者に対する責任の範囲	<p>お客様は匿名組合員出資金額の範囲内において、第三者に対する責任を負います。</p>
出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項	<p>本営業に係る財産が損失により減じた場合、お客様は出資対象事業持分の割合に応じてご負担することになります。</p>
出資対象事業持分の内容	<p>お客様は、営業者に対して、匿名組合契約約款第 6 条及び第 8 条の規定に基づき、本営業から生ずる利益の分配を請求することができる権利を有します。</p>

#### 出資対象事業の運営に関する事項<sup>17</sup>

出資対象事業の内容及び運営の方針	<p>(1) 出資対象事業（本営業）は、営業者が、複数の事業者（本借入人）との間で金銭消費貸借契約を締結し、本借入人に金銭を貸し付け、営業者が本借入人から、元本及び利息の支払いを受ける事業です。</p> <p>(2) 営業者である株式会社 LC レンディングは貸金業者（東京都知事(2)第 31570 号）であり、本営業に関し、貸金業法に則り、資金需要者の利益を尊重し、適正に運営</p>
------------------	--

<sup>17</sup> 金商業等府令 87 条 1 項 2 号



	いたします。
組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続きその他の出資対象事業の運営体制に関する事項	<p>本営業の運営に係る体制の概要は以下の通りです。</p> <p>(1) 金銭の貸付業務に係る体制 株式会社 LC レンディング営業統括部が当該業務を実施します。</p> <p>(2) 元本及び利息の回収業務に係る体制 株式会社 LC レンディング営業統括部及び同社が契約する外部の債権回収業者により、当該業務を実施します。</p> <p>(3) 回収金の分配業務に係る体制 株式会社 LC レンディング営業統括部が、当該業務を実施します。</p>
出資対象事業持分の発行者の商号、役割及び関係業務の内容	<p>商号：株式会社 LC レンディング</p> <p>役割：出資対象事業持分の発行及び本営業の運営</p> <p>関係業務の内容：本営業に係る金銭消費貸借契約の締結、金銭債権の管理及び回収</p>
出資対象事業持分の運営者の商号、役割及び関係業務の内容	同上
出資対象事業から生ずる収益の配当又は分配の方針	<p>営業者は、本営業から各計算期間において利益が生じた場合には、当該計算期間の末日から 60 日以内に、当期利益にお客様の出資割合を乗じて得られる金額をお客様に分配します。ただし、前計算期間からの損失がある場合には、当該利益の算出にあたり、かかる損失を控除します。</p>
事業年度、計算期間その他これに類する期間	<p>お客様と営業者との間の匿名組合契約においては、匿名組合契約約款第 6 条の規定のとおりとします。</p>
出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項	<p>(1) 営業者報酬 営業者は、各計算期間の末日に、営業者報酬を受領するものとします。</p> <p>(2) 租税に関する事項 各当事者は、各当事者間における取引に関して各当事者に課される租税のすべて（お客様に対して行われる利益の分配に課される税金を含む。）につき、自らこれ</p>

	<p>を負担するものとしします。なお、お客様は、適用ある税法の規定にしたがい、お客様に対する利益の分配に関して課される税金相当額を営業者が源泉徴収することにつき同意するものとしします。(ただし、借入人(営業者が金銭の貸付けを行う事業者をいいます。以下同じ)について金銭消費貸借契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合には、この限りではありません。)</p> <p>(3) その他</p> <p>営業者は、本営業に関して、借入人から別途融資実行手数料を受領する場合がありますが、当該手数料はお客様に対する分配の対象になる利益には該当いたしません。</p> <p>当社への手数料は、営業者が営業者報酬より支払います。</p> <p>また、「株式会社 LC レンディングローンファンド匿名組合契約約款」第 6 条第 3 項第 2 号に規定する手数料又は費用、第 10 条第 2 項に規定する手数料又は費用、第 11 条に規定する費用、第 12 条第 2 項に規定する手数料又は費用が生じた場合には出資金から支払われます。</p>
<p>分別管理の方法</p>	<p>営業者は本営業に係る匿名組合員出資金及び本営業による収益を後述の「出資対象事業持分に関する金銭の管理方法」欄記載の専用口座にて管理し、営業者の固有財産とは分別して管理します。また、営業者は、本営業と他の事業に係る財産とを適切に区分経理します。</p>

出資対象事業の経理に関する事項<sup>18</sup>

<p>貸借対照表</p>	<p>本営業は匿名組合契約の締結後に行われますので、匿名組合契約締結時点における貸借対照表は未定です。</p>
--------------	---

<sup>18</sup> 金商業等府令 87 条 1 項 3 号

損益計算書	本営業は匿名組合契約の締結後に行われますので、匿名組合契約締結時点における損益計算書は未定です。
出資対象事業持分の総額	匿名組合契約の出資金の総額になりますが、本営業は匿名組合契約の締結後に行われますので、匿名組合契約締結時点における出資対象事業持分の総額は未定です。
発行済みの出資対象事業持分の総数	発行済みの出資対象事業持分はありません。
配当等の総額	営業者からお客様に対する利益配当の総額は、本借入人に対する貸付金及び貸付期間にしたがって決定され、お客様に対する配当額は、お客様の出資割合にしたがって決定されることとなります。
配当等の支払い方法	匿名組合契約約款第 6 条から第 13 条までの規定にしたがって、支払われます。
配当等に対する課税方法及び税率	利益配当に関しては、支払時に 20%の源泉所得税（平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に確定した利益配当に関しては復興特別所得税を含めた 20.42%）が徴収されます。なお、税率は現在のものであり、将来にわたって保証されるものではありません。
総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額	本営業は匿名組合契約の締結後に行われますので、匿名組合契約締結時点における総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額は未定です。
出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額	本営業は匿名組合契約の締結後に行われますので、匿名組合契約締結時点における出資対象事業持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額は未定です。
自己資本比率及び自己資本利益率	本営業は匿名組合契約の締結後に行われますので、匿名組合契約締結時点における自己資本比率及び自己資本利益率は未定です。
資産の種類ごとの数量及び金額	お客様の出資の対象となるのは、本借入人に対する複数の貸付債権であり、その金額は営業者と本借入人との間の各金銭消費貸借契約における貸付金額です。（ただし、各契約間の返済期限の相違、期限前返済その他の事由

	により、営業者が締結する貸付契約が複数と ならない場合があります。)
資産の種類ごとの金額の評価方法	各金銭消費貸借契約上の貸付金額が、貸付債 権の評価額となります。
資産の種類ごとの金額がそれぞれ出資対象 事業に係る資産の総額に占める割合	本営業における資産は当該貸付債権のみで す。

#### 事業型出資対象事業持分の私募の取扱いに係る契約締結前交付書面の記載事項の特則<sup>19</sup>

金銭の管理の方法の区分	銀行預金
預金又は貯金の口座のある銀行等の商号又 は名称	三井住友銀行
預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務 所の名称及び所在地	所在地：東京都東大和市南街 5-97-1 支店名：東大和支店（支店コード：852）
預金又は貯金の名義	株式会社 LC レンディング匿名組合契約口 株式会社 LC レンディング借り手資金口 ※「株式会社 LC レンディング匿名組合契 約口」は、お客様との匿名組合契約が締結 される前にお客様の資金が払い込まれる口 座です。また「株式会社 LC レンディング 借り手資金口」は、お客様との匿名組合契 約が締結された後にお客様の資金を振り替 えて事業者への貸付けを行う口座です。
預金又は貯金の口座番号その他の当該預金 又は貯金を特定するために必要な事項	・株式会社 LC レンディング匿名組合契約口 預金科目：普通預金 口座番号：4264251 ・株式会社 LC レンディング借り手資金口 預金科目：普通預金 口座番号：4264262
分別管理の実施状況及び当該実施状況の確 認を行った方法	(1) 分別管理の実施状況 ・ 営業者の経理担当者が、毎日、預金口 座の入出金状況を確認するなどし て、分別管理の状況を確認します。 ・ 分別管理を行う預金口座の通帳及び キャッシュカード、インターネット バンキングの ID やパスワードが記

<sup>19</sup> 金商業等府令 92 条の 2・1 項

	<p>載れた書類等の管理については、営業者内に設置された金庫にて保管しています。また、当該金庫の鍵は、営業者の経理責任者が管理しています。</p> <p>(2) 当該実施状況の確認を行った方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、当該預金口座の通帳及びキャッシュカード、インターネットバンキングの ID やパスワードの所在地又は管理方法を確認し、当該口座の存在について確認を行っております。</li> <li>・ 当社は、営業者が確認を行った内容について、毎月末日に営業者の経理責任者より報告を受けることにより、分別管理がなされていることを確認します。ただし、現在、金銭の出資がなされていないため、分別管理すべき財産が無い状態です。</li> </ul>
<p>出資対象事業に係る資金の流れに関する事項</p>	<p>(1) 出資を受けた金銭の使途の具体的な内容及び当該金銭の各使途への配分に係る方針</p> <p>出資を受けた金銭は、手数料など諸費用を除き、すべて営業者から事業者への金銭の貸付けに使用されます。</p> <p>(2) 出資を受けた金銭に係る送金又は管理を行う者の商号又は名称及び役割</p> <p>商号：株式会社 LC レンディング  役割：出資対象事業持分の発行及び本営業の運営</p> <p>関係業務の内容：本営業に係る金銭消費貸借契約の締結、金銭債権の管理及び回収</p>
<p>出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあつては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称</p>	<p>外部監査は実施しておりません。</p>

## 営業者の概要

商号	株式会社 LC レンディング
本店所在地	〒106-0032 東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズ サウスタワー3階
代表取締役	山中 健司
設立年月	平成26年12月1日
主な事業	貸金業 東京都知事(2)第31570号
資本金の額	金99,000,000円
連絡方法	電話番号：03-5545-3900 FAX番号：03-5545-3905 Email：support@lclending.jp

## 当社の概要<sup>20</sup>

商号	maneo マーケット株式会社
登録番号	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2011号
本店所在地	東京都千代田区内幸町1-1-7
代表取締役	瀧本 憲治
設立年月	平成19年8月30日
主な事業	第二種金融商品取引業
資本金の額	金308,518,500円
連絡方法 <sup>21</sup>	電話番号：03-3580-2171 FAX番号：020-4664-4308 Email： <a href="mailto:support_lc@maneo-market.jp">support_lc@maneo-market.jp</a>
当社が加入する金融商品取引業協会 <sup>22</sup>	一般社団法人第二種金融商品取引業協会 所在地：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2 太陽生命日本橋ビル12階 電話番号：03-6910-3980
当社が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会を通じて契約する金融商品取引業務にかかる認定投資者保護団体	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館 電話番号：0120-64-5005

<sup>20</sup> 金商法37条の3・1項1号、2号、金商業等府令82条11号

<sup>21</sup> 金商業等府令82条13号

<sup>22</sup> 金商業等府令82条14号

(別紙)

### 営業者報酬について

株式会社 LC レンディングは、出資対象事業における各計算期間の末日に、下記金額を営業者報酬として取得するものとします。なお、下記の算式において、「運用利回り」とは、「本貸付契約に係る年利率－LC レンディング金利」により算出される率をいいます。また、営業者は、下記の計算において、その裁量により端数処理できるものとします。なお、各用語の意味につきましては、定義集をご参照ください。

### 記

「遅延損害金が発生しない場合」

営業者報酬の金額＝ $a - c$

但し、

$a$ ＝本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

$b$ ＝運用利回り÷本貸付契約の年利率×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額

$c$ ＝各匿名組合員について ( $b \times$ 本匿名組合員出資金÷匿名組合員出資金) として算出した金額の合計

「遅延損害金および約定利息が発生する場合」

営業者報酬の金額＝ $a - c$

但し、

$a$ ＝本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息及び遅延損害金の金額

$b$ ＝運用利回り÷本貸付契約の年利率×本貸付契約に規定する条件により計算した約定利息の金額  
＋運用利回り÷本貸付契約の年利率×遅延損害金

$c$ ＝各匿名組合員について ( $b \times$ 本匿名組合員出資金÷匿名組合員出資金) として算出した金額の合計

「遅延損害金のみが発生する場合」

営業者報酬の金額＝ $a - c$

$a$ ＝遅延損害金の金額

$b$ ＝運用利回り÷本貸付契約の年利率×遅延損害金

$c$ ＝各匿名組合員について ( $b \times$ 本匿名組合員出資金÷匿名組合員出資金) として算出した金額の合計

## 定 義 集

- (1) 「本営業」とは、株式会社 LC レンディングが行おうとする複数の借入人に対する金銭の貸付けに関する事業をいいます。(ただし、本貸付契約間の返済期限の相違、期限前返済その他の事由により本貸付契約が結果的に複数とならない場合があるものとし、以下も同様とする。)
- (2) 「本貸付契約」とは、本営業に関して株式会社 LC レンディングが締結する複数の金銭の貸付契約をいいます。
- (3) 「本借入人」とは、本貸付契約の複数の借入人をいいます。
- (4) 「本匿名組合員出資金」とは、お客様が本営業のために出資した出資金をいいます。
- (5) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、お客様以外に匿名組合出資を行う者（以下「その他匿名組合員」といいます。）がある場合に、株式会社 LC レンディングがその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
- (6) 「その他匿名組合員出資金」とは、その他匿名組合員がその他匿名組合契約に従い、本営業のために出資した出資金の合計金額をいいます。
- (7) 「匿名組合員出資金」とは、本匿名組合員出資金及びその他匿名組合出資金の総額をいいます。
- (8) 「LC レンディング金利」とは、別紙 A に記載する料率をいいます。



## 別紙A

### LC レンディング金利

※各ローンファンドにより異なりますので、各ローンファンドの重要事項説明書によりご確認ください。